

実習免除指定施設及び職種について

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則において定められた施設において相談援助の実務経験と認められる職種に必要年数以上従事された経験のある方は、相談援助実習が免除されますので、大学卒業資格で入学される場合にも該当される方は、実習経験申込書及び実務経験証明書もしくは実務経験見込み申告書を提出してください。下の表を参考に、実務経験証明書にご記入ください。

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
地域保健法	1	保健所		精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
児童福祉法	2	児童相談所	児童福祉法に規定	児童福祉司
			「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定するもの	受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
		母子生活支援施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定	母子支援員（改正前の母子指導員を含む） 少年を指導する職員
	4	児童養護施設	「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定するもの	個別対応職員
			児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
			「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定するもの	里親支援専門相談員
	5	障害児入所施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定	児童指導員 保育士
	6	障害児通所支援事業を行う施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定 ※児童発達支援センターに限る	児童発達支援責任者 心理指導担当職員
	7	情緒障害児短期治療施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
	8	児童自立支援施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
	9	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定するもの	児童・家庭等に対し、福祉に関する相談・助言・指導等を行なう職員
	10	障害児通所支援事業を行う施設	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定 ※児童発達支援センターを除く	指導員 保育士 児童発達支援管理責任者
	11	障害児相談支援事業を行う施設	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に規定	相談支援専門員
医療法	12	病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定するもの	退院後生活環境相談員
			右記のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員	ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	13	診療所	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定するもの	退院後生活環境相談員
			右記のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員	ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
身体障害者福祉法	14	身体障害者更生相談所	身体障害者更生相談所の設置及び運営についてに規定	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
	15	身体障害者福祉センター	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に規定	身体障害者に関する相談に応する職員
精神保健福祉法	16	精神保健福祉センター		精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
生活保護法	17	救護施設	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設及び運営に関する最低基準に規定	生活指導員
	18	更生施設		
社会福祉法	19	福祉に関する事務所		指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員） 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員） 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子・父子自立支援員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する被保護者就労支援員

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
壳春防止法	20	婦人相談所	「婦人相談所設置要綱について」別紙「婦人相談所設置要綱」第2に規定するもの 「壳春防止法」に規定するもの	相談指導員 判定員 専任の婦人相談員
	21	婦人保護施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)第8条第1項に規定するもの	入所者を指導する職員
知的障害者福祉法	22	知的障害者更生相談所	「知的障害者福祉法」第13条第1項に規定するもの 「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」第1に規定するもの	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
老人福祉法	23	養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定	生活相談員
	24	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定	生活相談員
	25	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	主任生活相談員 生活相談員
			軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型）	入所者の生活、身上に関する相談及び助言 並びに日常生活の世話をを行う職員
	26	老人福祉センター	老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（A型）	相談・指導を行う職員
	27	老人短期入所施設	指定短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所 ※地域密着型含む	生活相談員
	28	老人ティーサービスセンター	指定通所介護事業所 指定介護予防通所介護事業所 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 ※地域密着型含む	生活相談員
	29	老人介護支援センター		相談援助業務を行っている専任の職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	30	母子・父子福祉センター	「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」「母子・父子福祉施設設置要綱」第1に規定するもの	母子及び父子の相談を行う職員
介護保険法	31	指定介護老人福祉施設	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第2条第1項第2号に規定するもの	生活相談員 介護支援専門員
	32	介護老人保健施設	「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」第2条第1項第4号に規定するもの	支援相談員 介護支援専門員
	33	指定介護療養型医療施設	「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に規定するもの	介護支援専門員
	34	指定地域密着型介護老人福祉施設	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に規定するもの ※同法第115条第45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く）を除く	生活相談員 介護支援専門員
	35	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員
障害者総合支援法	36	障害者支援施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの。 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、訪問による自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、認定障害者支援施設における就労移行支援を行うもの就労継続支援B型を行うもの	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
	37	地域活動支援センター	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に規定するもの	指導員
	38	福祉ホーム	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に規定するもの	管理人
	39	障害福祉サービス事業を行う事業所	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 療養介護事業所 生活介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所	生活支援員 サービス管理責任者
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する事業所 訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する事業所 看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所	生活支援員
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 認定就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所（就労継続支援B型の事業について準用する。）	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
	40	一般相談支援事業を行う施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に規定するもの	相談支援専門員
	41	特定相談支援事業を行う施設		
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	42	授産施設	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」に基づき配置されたもの	指導員
	43	宿所提供的施設		
	44	乳児院	児童福祉法に基づくもの	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
	45	有料老人ホーム		生活相談員
	46	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定居宅サービス」に該当する「特定施設入居者生活介護」をいう。	
	47	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定地域密着型サービス」に該当する「地域密着型特定施設入居者生活介護」をいう。	生活相談員 計画作成担当者
	48	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「介護予防サービス」に該当する「介護予防特定施設入居者生活介護」をいう。	

番号	施設種別	種別の小区分	職種
49	身体障害者更生援護施設	障害者総合支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされたもの 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令（以下「整備省令」）の整備等に関する省令に規定する改正前の「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設	生活支援員
50	身体障害者福祉工場	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」に規定	指導員
51	精神障害者社会復帰施設	障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされたもの 「整備省令」に規定する廃止前の「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
52	精神障害者福祉ホーム		管理人
53	知的障害者援護施設	障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされたもの 「整備省令」に規定する廃止前の「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮	生活支援員
54	高齢者総合相談センター	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」別紙「高齢者総合相談センター運営要項」に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の相談員
55	隣保館	「隣保館の設備及び運営について」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の指導員
56	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添「日常生活自立支援事業実施要領」5(1)(ア)に規定するもの	専門員
57	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	右記の「相談援助業務」は、主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員
58	児童デイサービス事業を行っている施設	改正前の障害者自立支援法第5条に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の職員
59	指定医療機関	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けたもの	児童指導員 保育士
60	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設		相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
61	知的障害者福祉工場	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」別紙「知的障害者福祉工場設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の指導員
62	地方更生保護委員会	更生保護法第16条及び第29条に規定するもの	保護観察官
63	保護観察所	更生保護事業法施行規則第1条第4項に規定するもの	補導主任 補導員
64	更生保護施設	労働者災害補償保険法第29条第1項に基づくもの	相談援助業務を行っている指導員
65	労災特別介護施設	「心身障害児総合通園センターの設置について」別紙「心身障害児総合通園センター設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員
66	心身障害児総合通園センター	「心身障害児総合通園センター設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員
67	児童自立生活援助事業を行っている施設	児童福祉法第6条の3第1項に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の指導員
68	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設	児童福祉法第6条の3第3項に規定する「子育て短期支援事業」を行っているもの	相談援助業務を行っている専任の職員
69	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設		
70	子育て短期支援事業を行っている乳幼院		
71	子育て短期支援事業を行っている保育所等		
72	「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を行っている施設	「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の相談員
73	「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設		
74	「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設	児童福祉法第6条の3第6項に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員
75	「利用者支援事業」を行っている施設	「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4(3)①～④の全ての業務を実施する類型（利用者支援事業基本型）の「利用者支援事業」に限る。	相談援助業務を行っている専任の職員
76	「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」別紙「重症心身障害児（者）通園事業実施要綱」に基づくもの	児童指導員 保育士
77	点字図書館	身体障害者社会参加支援施設の整備及び運営に関する基準第34条第1項第1号及び第3号に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の職員
78	聴覚障害者情報提供施設		
79	共同生活介護を行う施設	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」第2条による改正前の障害者総合支援法に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の職員
80	短期入所を行う施設	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のもの 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士
81	重度障害者等包括支援を行う施設		
82	共同生活援助を行う施設		
83	知的障害児施設		
84	知的障害児通園施設		
85	盲ろうあ児施設		
86	肢体不自由児施設		
87	重症心身障害児施設	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定するもの	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員

上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

番号	施設種別	種別の小区分	職種
88	指定相談支援の事業を行う事業所	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定するもの	相談支援専門員
89	「身体障害者自立支援」を行っている施設	「地域生活支援事業の実施について」の一部改正についてによる改正前の「地域生活支援事業の実施について」別紙1、別記11(3)に基づくもの	
90	「日中一時支援」を行っている施設		
91	「障害者相談支援事業」を行っている施設	「地域生活支援事業の実施について」別紙1、別記11(4)、別添1、別添4に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員
92	「障害児等療育支援事業」を行っている施設		
93	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱」に基づくもの	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
94	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づくもの	
95	「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」別添「精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
96	「アウトリーチ事業」を行っている施設	「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」別添2「地域移行・地域生活支援事業実施要綱」に基づくもの	
97	指定通所介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定するもの	
98	通所介護を行う施設	介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当するもの	
99	指定地域密着型通所介護	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定するもの	
100	指定介護予防通所介護を行う施設	指定介護予防サービスに該当する医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の介護保険法第5条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によるものを含む。	
101	介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当するもの	
102	指定短期入所生活介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定するもの	
103	短期入所生活介護を行う施設	基準該当居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定するもの	
104	指定介護予防短期入所生活介護	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第2第7項に規定するもの	
105	介護予防短期入所生活介護を行う施設 (老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く)	基準該当介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第2第7項に規定するもの	
106	第一号通所事業を行う施設 (老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く)	介護保険法第115条の45第1項第1号〇に規定するもので、同法115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。	
107	指定通所リハビリテーションを行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう	
108	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう	
109	指定短期入所療養介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう	
110	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう	
111	指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護をいう	オペレーター
112	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう	オペレーションセンター従業者
113	指定認知症対応型通所介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう	
114	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 (老人デイサービスセンターを除く)	「指定地域密着型介護予防サービス」に該当する介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。	生活相談員
115	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう	
116	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう	
117	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう	
118	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう	
119	指定複合型サービスを行う施設 施設種別	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう	
120	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう	生活相談員 介護支援専門員
121	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護保険法第8条第23項に規定するに規定するもの	介護支援専門員
122	介護予防支援事業を行っている事業所	介護保険法第8条第2第18項に規定するもの	
123	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	介護保険法第115条の45第1項第1号〇に規定するもの	担当職員
124	生活支援ハウス	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」別紙「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っているもの	生活援助員
125	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）	「地域支援事業の実施について」に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っているもの	相談援助業務を行っている生活援助員
126	多くの高齢者が居住する集合住宅等		
127	サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条第1項に規定するもの	相談援助業務を行っている専任の職員
128	地域福祉センター	「地域福祉センターの設置運営について」別紙「地域福祉センター設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員

上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

番号	施設種別	種別の小区分	職種
129	就労支援事業を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」3(1)に規定するもの	就労支援員
130	ひきこもり地域支援センター	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添15「ひきこもり対策推進事業実施要領」に基づくもの	ひきこもり支援コーディネーター
131	地域生活定着支援センター	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員
132	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17「社会的包摶・「糸」再生事業実施要領」に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の相談員
133	ホームレス自立支援センター	被災者支援総合支援金（厚生労働省交付配当分）による被災者生活支援事業の実施について別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要項）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付配当分）による被災者支援事業の実施について」による改正前の「被害者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付相当分）による被災者生活支援事業の実施について」別紙1（地域コミュニティ一活動を活用した被災者生活支援事業実施要項）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17「社会的包摶・「糸」再生事業実施要領」第3の2及び「被災者健康・生活支援総合交付金による被災者生活支援事業の実施について」別添1に基づくもの	生活相談指導員
134	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	被災者支援総合支援金（厚生労働省交付配当分）による被災者生活支援事業の実施について別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要項）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付配当分）による被災者支援事業の実施について」による改正前の「被害者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付相当分）による被災者生活支援事業の実施について」別紙1（地域コミュニティ一活動を活用した被災者生活支援事業実施要項）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17「社会的包摶・「糸」再生事業実施要領」第3の2及び「被災者健康・生活支援総合交付金による被災者生活支援事業の実施について」別添1に基づくもの	相談援助を行っている専任の職員
135	自立相談支援機関	「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添1に基づくもの	主任相談支援員 相談支援員
136	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添4に基づくもの	就労支援員 家計相談支援員
137	自立支援事業を行っている自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法に規定するもの	主任相談支援員 相談支援員
138	家計相談支援事業を行っている事業所	生活困窮者自立支援法に規定するもの	就労支援相談員 家計相談支援員
139	被保護者就労支援事業を行っている事業所	生活保護法に規定するもの	被保護者就労支援員
140	発達障害者支援センター	発達障害者支援法に規定するもの	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
141	広域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第2号に規定するもの	障害者職業カウンセラー
142	地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定するもの	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
143	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	障害者雇用納付金制度に基づくもの	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
144	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定するもの	旧法律第28条第1号・第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
145	訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	雇用保険二事業助成金制度に基づくもの	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
146	障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定するもの。 職員は「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定するもの 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定するもの。 職員は「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定するもの	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
147	教育機関	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」別記「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく「教育機関及び教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」別記「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱」に基づくもの	スクールソーシャルワーカー
148	上記までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設		当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い廃止されていますが、経過措置・移行期間として法施行以前においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

番号	施設種別	種別の小区分	職種
身体障害者福祉法	149 身体障害者更生施設	重度身体障害者更生援護施設	生活支援員
	150 身体障害者福祉ホーム		管理人
	151 身体障害者授産施設	重度身体障害者授産施設	生活支援員
知的障害者福祉法	152 知的障害者デイサービスセンター		指導員 相談援助業務を行っている専任の職員
	153 知的障害者福祉ホーム		管理人
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	154 障害者相談支援事業を行っている施設		
	155 知的障害者相談支援事業を行っている施設		
	156 障害児相談支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の職員
	157 身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等		
	158 「障害者110番」運営事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の相談員
	159 知的障害者生活支援事業を行っている施設	知的障害者生活支援事業実施要項に基づくもの	相談援助業務を行っている専任の職員

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い、上記の「障害福祉サービス事業」に統合されていますが、経過措置・移行期間として法施行以前においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

番号	施設種別	種別の小区分	職種
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	160 身体障害者デイサービス事業を行う施設		
	161 身体障害者短期入所事業を行う施設		
	162 精神障害者グループホーム	精神障害者地域生活援助事業を行っているもの	相談援助業務を行っている専任の職員
	163 知的障害者グループホーム	知的障害者地域生活援助事業を行っているもの	
	164 知的障害者デイサービス事業を行う施設		
	165 知的障害者短期入所事業を行う施設		